条例の点検・見直しシート

			作	成年)	1 日	平成24年6月29日					
条例の題名		職員の給与に関する条例	公	布	日					昭和29	年10月1日
条例番号		昭和29年三重県条例第67号	直	近改〕	E 日					平成 24	年 3月27日
所管部局課		総務部人事課	電	話 番	号					059	-224-2106
条例の概要		地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、三を定めるものである。	重焊			に関				条例の 類型	委任型
視点		項 目		回	答	191-1-1		<u>)</u>	<u>討</u>		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。					与にことから	ついて 、妥当	は条何 性を	列で定有して	113,	必要であるこ
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい			公務員とが必			項に基づき、	条例で定
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。										
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 い。				なし						
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。						公務員			6 項に基づ	き、条例で
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい		地方	公務員	法第	24条9	7項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい							
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			はい							
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい			見に対いている		を支	給するため	の手段が規
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。										
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。										
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい		いずれの条文も必要な規定である。					
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。									規定である。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい		給与(規則	D支給 通知(に関う	する具 羊細を	は体的事項に 規定している	こついては る
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい							
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい							
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい							
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。			はい							
9	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当	なし						
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい							
点検・見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない。	理由		•	持	記	事	項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の 要がないと考える。 	いぬ							無	無